給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第４号

神戸市兵庫区下沢通８丁目２番20号
再生債務者　澁田　　修
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月12日まで
平成24年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号

秋田県大仙市太田町太田字新田下野78番地２
再生債務者　竹内　庸悦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月19日まで
平成24年６月21日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（再ロ）第２号

青森市大字油川字柳川31番地
再生債務者　桑田　公治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月20日まで
平成24年６月22日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

千葉県柏市緑台８番地８
再生債務者　後藤　　昇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月19日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第１０１２９号

東京都中野区弥生町５―５―17―101
再生債務者　髙橋　文博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１５号

大阪府枚方市南中振２丁目29番３号
再生債務者　相原　義之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第９号

熊本市南区南高江７丁目９番140―105号
再生債務者　島村　宏幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第６号

平成24年８月５日に執行する宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第22条第１項の規定に基づき、公告する。
また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。
平成 24 年７月２日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎
記
1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　15人
2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

会社その他公告

合併公告

東群馬信用組合とかみつけ信用組合は、平成二十四年六月二十六日開催の各通常総会において、対等合併して東群馬信用組合はかみつけ信用組合の権利義務を継承して存続し、かみつけ信用組合は解散することを議決いたしました。
つきましては、この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に、書面をもって、その旨お申し出くださるよう公告いたします。
平成二十四年七月二日
群馬県伊勢崎市境三一五番地
東群馬信用組合
代表理事　小澤　松雄
群馬県高崎市田町一二五番地
かみつけ信用組合
代表理事　関　　雄幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載官報
掲載の日付　平成二十三年十二月十九日
掲載頁　八十四頁(号外第二七四号)
(乙)掲載官報
掲載の日付　平成二十三年十二月十九日
掲載頁　八十四頁(号外第二七四号)
平成二十四年七月二日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号
(甲)株式会社ＣｙＢｅｒＺ
代表取締役　山内　隆裕
東京都渋谷区道玄坂一丁目二二番一号
(乙)株式会社シーエー・エイチ
代表取締役　膽畑　匡志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十五日
掲載頁　七〇頁(号外第一一四号)
(乙)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十五日
掲載頁　七〇頁(号外第一一四号)
平成二十四年七月二日
新潟県上越市西城町三丁目五番一〇号デュオセレッソ
(甲)株式会社スタジオ・インプレス
代表取締役　延澤　儀一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目九番二号
(乙)株式会社グレイン
代表取締役　延澤　儀一
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　二二七頁(号外第一三七号)
(乙)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一五四頁(号外第一三七号)
(丙)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十五日
掲載頁　一七三頁(号外第一三七号)
平成二十四年七月二日
東京都江東区新木場一丁目六番一三号
(甲)中越テック株式会社
代表取締役　高橋　秀実
東京都世田谷区弦巻五丁目一六番八号
(乙)三松運送株式会社
代表取締役　増井　雅彦
青森県弘前市大字高田三丁目五番地五
(丙)青森チューエツ運輸株式会社
代表取締役　増井　雅彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十四年五月十七日にそれぞれ終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十五日
掲載頁　七〇頁(号外第一一四号)
(乙)掲載官報
掲載の日付　平成二十四年五月二十五日
掲載頁　七〇頁(号外第一一四号)
平成二十四年七月二日
新潟県上越市西城町三丁目五番一〇号デュオセレッソ
(甲)株式会社スタジオ・インプレス
代表取締役　延澤　儀一
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目九番二号
(乙)株式会社グレイン
代表取締役　延澤　儀一